

受付番号:201210230000030530

受信日付:2012/10/23 19:40:28

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

イーアクセスを買収(業務提携)した時点で従来の第二種指定の条件を満たしている。ソフトバンクが拒絶する理由は一切無い。

そもそも「ドコモを超える」と常々発言しているソフトバンクが、第二種指定を拒絶するパブリックコメントを寄せていること自体ナンセンスである。

さっさとソフトバンクに適用し、接続料の詳細を全て嘘偽りなく開示させるべきであり、不当に高いのは目に見えているのだから早急に接続料を下げさせるべきである。これら不利益は全て他社並びに他社ユーザーの負担となっている事をいい加減認識して公表し指導すべきである。

それが出来ないのであれば行政など不要なので、総務省は解体されるべきではないだろうか。